

津野町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町内における空き家等の有効活用を通じ、本町への移住及び定住促進に取り組み、地域の活性化を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が津野町内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家について所有権その他の権利により、当該空き家の賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存在する空き家の中で、所有者等が賃貸を希望する空き家の情報を収集し、町内への移住・定住希望者へ、その情報を紹介する事業をいう。
- (4) 利用希望者 町内への移住・定住を目的として賃貸借により、空き家を利用しようとする者で、次の各号の全てに該当するものいう。
 - ア 空き家に定住し地域の活性化に寄与できる者
 - イ 本町の生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
 - ウ 市区町村民税の滞納がない者

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、津野町空き家バンク登録申請書(様式第1号)及び津野町空き家バンク登録同意書(様式第2号)に必要事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは空き家バンク登録台帳(様式第3号)に登録し、空き家バンク登録完了通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

3 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の空き家、及び所有者等が次に掲げる者である場合は、第1項の規定による登録をすることができない。

- (1) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の媒介契約を締結している者
- (2) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の固定資産税を滞納している者
- (3) 津野町暴力団排除条例(平成23年3月9日津野町条例第9号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員である者、又は暴力団及び暴力団員と関係性がある者

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家の登録事項に変更があったときは、津野町空き家バンク登録事項変更届(様式第5号)に変更箇所を記載し、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(空き家の登録抹消)

第6条 町長は、空き家登録者が津野町空き家バンク登録抹消申請書(様式第6号)を提出した時、又は次のいずれかに該当するときは、第4条第2項に規定する登録台帳から抹消するとともに、津野町空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) その他町長が適当でないとしたとき。

(利用者の登録)

第7条 利用希望者が、情報登録した空き家の情報提供を受けようとするときは、津野町空き家バンク利用者登録申請書(様式第8号)及び津野町空き家バンク利用者登録に係る同意書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容等を確認し、登録が適当と認められる者については、登録番号を付して津野町空き家バンク利用者登録台帳(様式第10号)に登録するものとする。
- 3 利用希望者が次に掲げる者である場合は、第1項の規定による登録をすることができない。
 - (1) 津野町暴力団排除条例(平成23年3月9日津野町条例第9号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員である者、又は暴力団及び暴力団員と関係性がある者。
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

(利用者登録事項の変更)

第8条 前条の規定による登録を行った者は、当該登録事項に変更があったときは津野町空き家バンク利用者登録事項変更届(様式第11号)により、その旨を町長に届け出なければならない。

(利用者登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が津野町空き家バンク利用者登録抹消届(様式第12号)を提出したとき、又は次のいずれかに該当するときは、第7条第2項に規定する登録台帳から抹消するとともに、津野町空き家バンク利用者登録抹消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

- (1) 利用者登録から1年を経過したとき。ただし、当該利用者から継続の申し出があった場合を除く。
- (2) 空き家バンク利用者登録の内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

(空き家の情報提供)

第10条 町長は、津野町ホームページ等へ掲載を行うことにより、空き家バンク登録台帳に登録した空き家情報を提供するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(空き家の賃貸契約)

第11条 町長は、空き家登録者、利用登録者間における空き家に係る交渉、賃貸借契約等には一切関与しない。

2 交渉、賃貸借契約等に係る苦情、その他の紛争及び損害が発生した場合には、空き家登録者、利用登録者等において解決しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、津野町個人情報保護条例（平成17年2月1日条例第12号）に定めるところによる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。